

松島と滑川をつなぐ、郷土まつり
第32回滑川まつり



ココナツクラブによるフラダンス(メイン会場)



滑川中学校、滑川総合高校吹奏楽部による
 ふれあいコンサート (総合体育館)



第24回健康フェスティバル
 (保健センター)



図書館まつりによる映画上映会(図書館)



第34回滑川町文化祭による野点
 (コミュニティセンター)

11月3日に「第32回滑川まつり」が開催されました。メイン会場の総合運動公園多目的グラウンドでは、アトラクション鑑賞やお買い物などを楽しむ大勢の方で賑わいました。

今回特別参加の宮城県松島町による特産品販売では、長蛇の列ができていました。また、同時開催となった第34回滑川町文化祭(公民館で1日～3日開催)、図書館まつり(図書館)、第24回健康フェスティバル(保健センター)全ての会場が大盛況でした。

おめでとうございます



「滑川町表彰式」受賞者の皆さん
(11月3日、滑川まつり会場)

滑川町表彰

地方自治の振興発展のため町政に貢献された方、消防または水防の業務に貢献された方と児童および青少年健全育成に貢献された次の方が、滑川町長から表彰を受けました。

議会議員 伊東康夫さん、金井塚徳一さん、
森田邦男さん、柳澤正夫さん

農業委員会委員 小久保くに子さん

選挙管理委員会委員

権田紀雄さん、小佐野かよ子さん

社会教育委員 高橋広美さん

交通指導員 関口泰史さん、鶴田今朝幸さん、
中村利治さん、飛田 守さん、
北堀春生さん、野口ひろ子さん、
飯塚 基さん、横田友吉さん
橋本福藏さん

消防団員 草野哲也さん、守屋篤史さん、
根岸 誠さん

水房ちびっこ太鼓指導者 中村利治さん

宮城県松島町と災害相互 支援協定を締結



(固い握手をかわす大橋松島町長(左)と吉田町長(右))

11月3日、ホテルヘリテイジにおいて、今年4月から災害派遣として町職員を派遣している宮城県松島町と本町で災害相互支援協定を締結しました。

両町は、この関係を将来に引き継ぎたいと考え、災害が発生した際の相互支援協定を締結。吉田町長と大橋健男松島町長が協定書に調印しました。

吉田町長は、「災害相互支援協定を結び、とても心強く思う」と話し、大橋町長は、「職員の派遣に感謝するとともに、末長く交流を続けたい。災害相互支援協定を締結でき、大変心強く思います」と話していました。

また、松島町は同日開催された滑川まつりに参加し、特産品の焼きかきなどを求めるお客さんによる長蛇の列ができていました。



(大盛況の松島町特産品)

新年賀詞交歓会を開催します

魅力ある地域づくりの一環として、町民の皆さまとともに新年を祝い懇談を深めることを目的に、滑川町・滑川町議会・滑川町商工会主催で賀詞交歓会を開催します。町民の皆さまの参加をお待ちしております。

日時 1月10日(木) 10:00～11:00

場所 滑川町コミュニティセンター 大集会室

費用 無料 **申込** 不要(当日会場へお越しください。)

お問い合わせ

総務政策課・秘書広報担当 ☎56-2211

住民票の写し等の**第三者交付に係る** 本人通知制度

本人通知制度とは……住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正な取得による、プライバシーや財産の侵害を防ぐため、あらかじめ登録を申請された方に対して、本人の代理人や第三者からの交付請求により住民票の写しなどを交付した際に、通知をお送りしてお知らせする制度です。

登録に必要なもの……印鑑と運転免許証などの**本人確認資料** ※手数料はかかりません。

※手続きは、原則としてご本人が来庁され、申請書を提出していただくこととなりますが、詳しくは町民保険課・町民担当までお問い合わせください。

なお、同時に「住民票等の不正取得通知制度」も開始されています。こちらは登録の有無に関わらず、住民票などが不正に取得されたことが明らかになった場合に、ご本人に対して通知をお送りしてお知らせするものです。

お問い合わせ

町民保険課・町民担当 ☎56-6903

ひとり親家庭等医療費 助成制度

母子または父子家庭の方、親にかわってそのお子さんを育てている養育者家庭の方が、医療費保険制度で病院等にかかったときに、支払った医療費の一部を助成する制度です。

助成を受けられる方

次のいずれかに該当する子どもの母か父、または養育者。外国人の方も受けられます。

- ①父母が離婚した子ども
- ②父または母が死亡した子ども
- ③父または母に、一定の障害がある子ども
- ④父または母に、1年以上遺棄されている子ども
- ⑤その他の理由で、父または母と別々に生活している子ども
- ⑥父または母・養育者等が、一定の所得を超えていない場合

なお、お子さんの年齢が18歳になった最初の3月末日まで（お子さんに障害がある場合は、20歳のお誕生日の前日まで）受給できます。

また、市町村民税が課税されている場合は、自己負担額 通院1,000円/月（医療機関ごと）・入院1,200円/日が生じます。

※この制度を受けるためには、あらかじめ手続きが必要です。詳しくは、健康福祉課・福祉担当までお問い合わせください。

お問い合わせ

健康福祉課・福祉担当 ☎56-2056

～行政サービスを確実に受けるために～ 正しい住民登録にご協力を

住民登録の届出を

住民登録は、住所、氏名、生年月日、性別、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、子ども手当、国民年金、印鑑登録、選挙人名簿登録、義務教育学校への就学などさまざまな行政サービスの基礎となっています。

これらの行政サービスを確実に受けられるようにするために、引っ越しなどにより住所を移した方は、速やかに住民登録の届出を行ってください。

実態調査を実施

町では、正しい住民基本台帳（住民票）の維持のため「実態調査」を行っています。調査の結果、居住の事実がない場合は、法律に基づき住民登録を抹消することとなります。登録を抹消されると住民票だけでなく、さまざまな行政サービスの資格がなくなり、受けることができなくなります。

また、現住所で住民登録をしていない方や、登録が抹消されたままの方は、正しい住民登録が必要となります。

正しい登録にご協力をお願いします。

DVなどでお悩みの方に

家庭内暴力などのドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー行為などの被害者を保護するために、住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付などを制限できます。制限するためには「支援措置」申し出が必要で、警察や配偶者暴力相談支援センターなどへの手続きが必要となります。

詳しくは、町民保険課・町民担当までお問い合わせください。

お問い合わせ

町民保険課・町民担当 ☎56-6903

重度心身障害者医療費助成

下記の方が病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担金（付加給付、高額医療費、生活療養費を除く）について助成する制度です。

助成を受けられる方

- ①身体障害者手帳1級～3級の交付を受けた方
- ②療育手帳[Ⓐ]、A、Bの方
- ③65歳から74歳の方で、一定の障害があり埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

※この制度を受けるためには、あらかじめ手続きが必要です。詳しくは、健康福祉課・福祉担当までお問い合わせください。

お問い合わせ

健康福祉課・福祉担当 ☎56-2056

町税の未納はありますか？

下記の期日に「納税相談窓口」を開設するほか、町職員が直接ご自宅等を訪問し、町民税や国保税の未納分を徴収させていただく「出張徴収」を実施します。

年末の休日 に、納税相談と出張徴収を行います	日時	12月22日(土) 9:00～16:00
		23日(日) 9:00～16:00
※納税相談窓口は 滑川町役場1階・税務課です。		

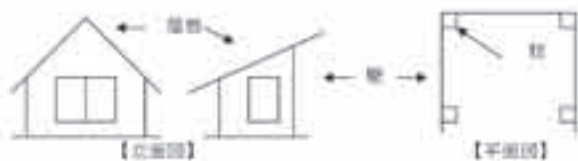
お問い合わせ
税務課・管理担当 ☎56-6902

新築・増築・取り壊し の家屋 について

●平成24年中（平成24年1月1日～12月31日※年内完成予定を含む）に新築・増築された家屋は、平成25年度より固定資産税の対象となります。居宅・物置・車庫など、該当する家屋をお持ちの方は、ご連絡をお願いします。※既に家屋調査が済んでいる家屋については連絡不要です。

●取り壊した家屋については、平成25年度から納税義務がなくなりますので、ご連絡をお願いします。

※一般に家屋とは、土地に定着し、屋根、壁（3方向以上）の構造を有するものです。



お問い合わせ
税務課・資産税担当 ☎56-4410

平成25年度埼玉県公立小・中学校 臨時的任用教職員および 非常勤講師の募集について

平成25年度の公立小・中学校における欠員補充や、休職、病気休暇、育児休業等で勤務することができない教職員の代替としての臨時的任用教職員および非常勤講師を募集します。

応募資格

- ①教員については教員普通免許状、学校栄養職員については栄養士免許状または管理栄養士免許状を所有している者または取得見込みの者
 - ②地方公務員法第16条および学校教育法第9条の欠格事項に該当しない者
- ※応募の際は、「希望調書」の提出が必要となります。詳しくは埼玉県教育委員会のホームページをご覧ください。なるか、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ
滑川町教育委員会・学校教育担当 ☎56-6907
埼玉県西部教育事務所・人事学事担当
☎049-242-1805

入学準備に必要な経費を助成します ひとり親家庭等 児童就学支度金支給制度

町民税非課税世帯（生活保護受給世帯を除く）で、平成25年4月に中学校入学予定の児童のいる父・母子家庭の父母、または父母のない児童を養育している方に、お子さまの入学準備に必要な経費の一部（中学入学児童一人につき10,000円）を助成します。

申請期限は12月26日(水)です。

お問い合わせ
埼玉県少子政策課・手当・ひとり親家庭支援担当
☎048-830-3337
健康福祉課・福祉担当 ☎56-2056

道路工事のお知らせ

町では次の区間において、舗装を補修する工事を行います。

工事期間 平成25年2月末まで（予定）

工事期間中は大変ご迷惑をお掛けしますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



町道159号線舗装補修等工事
施工会社 有限会社小久保建材興業



町道108号線舗装補修等工事
施工会社 株式会社中村組

お問い合わせ
建設課・道路整備担当 ☎56-4068